

四日市市立図書館規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 3 月 20 日

四日市市教育委員会委員長 渡 邊 悌 爾

四日市市教委規則第 9 号

四日市市立図書館規則の一部を改正する規則

四日市市立図書館規則（昭和 48 年四日市市教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式を次のように改める。

(表)

	
四日市市図書館共通貸出券	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">バーコード</div>	 こにゅうどうくん
氏 名	

(裏)

- * この貸出券は下記の施設で利用できます。
 - * 本を借りるときは、この貸出券をお持ちください。
 - * 貸出券の利用責任は記名者本人にかかります。
 - * この貸出券をなくしたとき、住所・氏名などが変わったときはお知らせください。
 - * この券を拾得された方は、下記の施設までご連絡ください。
- | | |
|-----------------|---------------|
| 四日市市立図書館及び自動車文庫 | ☎059-352 5108 |
| あさけプラザ図書館 | ☎059-363 0102 |
| 楠交流会館図書室 | ☎059-397 2277 |
| 四日市公害と環境未来館 | ☎059-354 8065 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、改正前の四日市市立図書館規則第 8 条又は第 1 2 条の規定により交付されている貸出券は、改正後の四日市市立図書館規則の相当規定により交付された貸出券とみなす。

(教育委員会図書館)